1 音楽高校諸室の要求水準要件

(1) 音楽高校諸室諸室の要求水準一覧

(2) 諸室名及び面積

	<u> </u>	<u> </u>		11 <i>4</i> +
番号	室名(は,空調設備を設置する諸室)	室数 (室)		対象諸室の 面積合計
1	普通教室	3	70.56	211 . 68 m²
2	理科室	1	70.56	70.56m²
3	理科準備室	1	17.64	17.64 m²
4	家庭科室	1	70.56	70.56m²
5	家庭科準備室	1	17.64	17.64 m²
6	図書室	1	73.08	(注1)
7	コンピュータ室	1	50.40	141 . 12 m²
8	コンピュ - タ準備室(倉庫8.82㎡)	1	17.64	
9	生徒会室	1	35.28	35.28 m²
10	教育相談室	1	12.60	(注2)
11	カウンセリング室	1	37.80	(/±∠) 105.84m²
12	保健室	1	55.44	103.04111
13	進路指導及び資料室	1	35.28	35.28 m²
14	和室(茶室)	1	90程度	90 m²
15	多目的教室 A	1	176.40	176.40 m²
16	多目的教室 B	1	141.12	141.12m²
17	多目的教室 C	2	105.84	211.68 m²
18	多目的教室 D	3	35.28	105.84 m²
19	校長室	1	70.56	70.56m²
20	同窓会・資料室	1	35.28	35.28 m²
	(1) 事務エリア職(2) 普通科職員エリア員(3) 音楽科職員エリア室(4) 打合せラウンジ	1	35.28	
21			105.84	(注3) 194.04㎡
			17.64	134.04111
	(5) 音楽教材作成室		35.28	
22	教員準備室(音楽科準備室)	1	35.28	35.28 m²
23	印刷室	1	35.28	35.28 m²
24	非常勤講師控え室	1	35.28	35.28 m²
25	職員会議室	1	70.56	70.56 m²
26	放送室	1	17.64	17.64 m²
27	更衣室	2	17.64	35.28 m²
28	休養室	2	10程度	20 m²
	給湯室	1	12程度	12 m²
計		37		1991 . 84 m²
30	倉庫(各階1室以上)	適宜	1/4教室以上面積	適宜

31 レッスン室			
(1) レッスン室 A	4	70程度	280 m²
(2) レッスン室 B	20	35程度	700 m²
(3) 打楽器レッスン室	1	70程度	70 m²
計	25室		1,050 m²
32 ソルフェージュ室			
(1) ソルフェ - ジュ室 A	1	140程度	140 m²
(2) ソルフェ - ジュ室 B	3	105程度	315 m²
計	4室		455 m²

33	屋内体操場(体育館)			
(1)	舞台(舞台そで含む。)	1	143	143 m²
(2)	アリ・ナ(22m×28m)	I	616	616㎡
(3)	移動式観覧席(300席以上)収納室	1	66程度	66 m²
(4)	倉庫	1	30	30 m²
(5)	管理室	1	10	10 m²
(6)	更衣室(男女別)	2	12	24 m²
(7)	便所(男女別)	2	12	24 m²
(8)	多目的便所	1	6	6 m²
	計	9室		919 m²
34	玄関及び昇降口 利用者人数に応じた適	i切な配		

(3) 諸室のゾーニング(音楽ホール,屋内体操場を除く)

教室,管理諸室のゾーニングについては,おおむね,次のゾーンニングを想定 していますが,事業者のより機能的で効率的な諸室の配置提案を妨げるものでは ない。

ア ゾーン A

	ν
1	普通教室
2	理科室
3	理科準備室
4	家庭科室
5	家庭科準備室
6	図書室
7	コンピュータ室
8	コンピュ・タ準備室
9	生徒会室

注1について

- (ア) 図書室,コンピュータ室及びコンピュータ準備室については,全体面積として,132.30 m²((2)の面積から倉庫面積除く。)を水準とする
- (イ) 居室の面積については,想定する面積として記載しており,個別面積については提案を制限するものではないが,要求水準に基づき提案するものとする。
- (ウ) 居室の関係については、コンピュータ室とその準備室を隣接させること。また図書室とコンピュータ室とで出入りできるよう出入口戸を設けること。ただし、それぞれの居室への出入り口は設けること。
- (エ) コンピュータ室は,図書室と連携して自習室としても使用する。

イ ゾーンB

- 10 教育相談室 11 カウンセリング室
- 12 保健室
- 13 進路指導及び資料室

注2について

- (ア) 教育相談室 ,カウンセリング室 ,保健室については,全体面積として ,105.84 m²以上を水準とする。
- (イ) 各室の面積については、想定する面積として記載しており、個別面積については、提案を制限するものではないが、要求水準に基づき提案するものとする。
- (ウ) 居室の位置関係については、保健室とカウンセリング室とを隣接させること。 また保健室とカウンセリング室については、相互に出入りできる出入口戸を 設けること。ただし、それぞれの居室の出入り口は、別に設けること。
- (エ) 教育相談室は、カウンセリング室内の一部を区画し,窓側に面して配置すること。

ウ ゾーン C

- 14 和室(茶室)
- 15 多目的教室 A
- 16 多目的教室 B (地元施設に近接,他の多目的教室と別の配置でもよい。)
- 17 多目的教室 C
- 18 多目的教室 D

エ ゾーン D

19	校長室	
20	同窓会・	資料室
		(1) 事務室(エリア)
		(2) 普通科職員エリア
21	職員室	(3) 音楽科職員エリア
		(4) 打合せラウンジ
		(5) 音楽教材作成室(教材,試験問題作成等)
22	教員準備室(音楽科準備室)	
23	印刷室 (職員室から直接印刷室へ接続も可)	
24	非常勤講師控室	
25	職員会議	室

注3について

- (ア) 職員室については,校長,教頭,普通科及び音楽科他の教職員の机,いすを配置するものとしており,職員室内の区画に事務室(エリア),音楽教材作成室(出入口戸を設け遮音,防音に配慮)を一体として整備すること。
- (イ) 居室の面積については,想定する面積として記載しており,個別面積については,提案を制限するものではないが,要求水準に基づき提案するものとする。
- (ウ) ゾーン D と次のゾーン E の 27,28,を一体的に配置(職員室内に配置)して提案しても差し支えない。
- (エ) 職員室については,職員室への出入り口戸を設置し,職員室内を「21 職員室の(1),(2),(3),(4),(5)」を配置するものする。また,事務室エリアについては,外部の廊下から生徒が出入りできるように出入口戸を設けること。

オ ゾーン E

- 26 放送室 (職員室に近い位置)27 更衣室 (教職員用更衣室 職員室に近い位置)28 休養室 (教職員用休養室 職員室に近い位置)29 給湯室 (生徒用 給茶)
- カ ゾーンE
 - 30 倉庫(各階1室以上) 各ゾーン及び各階に適宜配置

キ ゾーンF

31 レッスン室
(1) レッスン室 A
(2) レッスン室 B
(3) 打楽器レッスン室
32 ソルフェージュ室
(1) ソルフェ - ジュ室 A
(2) ソルフェ - ジュ室 B

(4) 音楽高校の各諸室の要求水準

備品については、別紙資料9も参照すること。

要求水準に関する特記

番号 諸室名(室数) 基準面積(m²) (空調機器設置の有無)

1 普通教室(3室) 基準面積(70.56 m²)

(1) 教室面積等

- ア 教室は,新JISの机(65cm,45cm)を想定し,間口8.4m,奥行き8.4m(壁芯若しくは柱芯間の 距離)の面積70.56 ㎡(以下同様)により,算定している。
- イ 居室の間口, 奥行きについては, 規定するものではないが, 1 列 6 席, 7 列, ロッカーが配置 可能なものとします。
- ウ 提案に当たっては,70.56 ㎡以上74 ㎡以下を基準とすること。
- エ 掲示板等の寸法については,8.4mを基準に想定しているため。提案に基づいての寸法は変わるものとします。
- (2) 床から天井までの高さ

居室については,最低高さを2.7m以上とし,高等学校設置基準に規定する室内気積を確保すること。

(3) 床材

そりや浮きがなく,階下に居室がある場合には,衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し, 木質系のフローリング材とすること。

- (4) ロッカー及び掲示板
 - ア 教室後面には,生徒用の楽器を保管するため,ロッカー(1 個当たり,幅 30 c m, 奥行 60 c m, 高さ 100 c m,可動棚付,鍵付き扉)合計 40 個(下段 26 個分,上段 14 個)を設置すること。
 - イ ロッカーの上段中央部に掲示板(幅約3.6m,高さ1.0m)を設置すること。
- (5) 黒板及び掲示板
 - ア 教室の前面に,上下スライド式曲面黒板(幅3.6m,高さ1.2m(1.8m),上下30cm可動,暗線入り)を設置すること。
 - イ 前面の黒板以外の部分については ,下端を黒板の位置とし ,高さ 1.5mの掲示板を両側に設置 すること。
- (6) プロジェクター等

天吊式プロジェクター,スクリーン(自動巻上げ式,80 吋程度)及びスクリーンボックスを設置し,音響設備を設置すること。

(7) カーテン等

窓側には,カーテン及びカーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

(8) 大型楽器用ロッカー

各教室に隣接(又は教室前廊下の対面側)して,生徒が所有する大型楽器(コントラバス,チェロ,チューバ等)を保管するためのロッカー(1個当たり,幅4m,高さ約2m,奥行き60cm,間仕切り可能)を2個設置すること。

(9) 参考

平成 18 年 5 月現在在籍数

ア 1年生: 41名 (男 8 女 33) 1学級 イ 2年生: 39名 (男 6 女 33) 1学級 ウ 3年生: 38名 (男 7 女 31) 1学級 計 :118名 (男 21 女 97) 3学級

2 理科室(1室) 基準面積(70.56 m²)

- (1) 「教室面積等」、「床から天井までの高さ」、「黒板及び掲示板」、「プロジェクター等」 「1 教室」に同じ。ただし、後面の掲示板については、幅7.8m, 高さ1.5mとする。
- (2) 床材

耐薬品性の高い床材とする。

(3) カーテン等

窓側には,カーテン,カーテンレール(カーテンボックス)及び暗幕を設置し,廊下側についても暗幕を設置すること。

(4) 室内流し(シンク)

耐化学薬品性の流し(幅 4.2m, 奥行き 75 c m程度), 給湯設備(湯沸器)を設置すること。

3 理科準備室(1室) 基準面積(17.64 m²)

(1) カーテン等

「1 教室」に同じ

(2) 室内流し(シンク)

耐化学薬品性の流し(幅 2.1m),給湯設備を設置すること。

(3) 薬品庫

薬品等の収納の薬品庫(幅60cm施錠可能)を設置すること。

(4) 白板及び掲示板

壁面片側に白板(幅 1.8m,高さ 1.2m)及び掲示板(幅 2.1m,高さ 1.2m)を各 1 箇所設置すること。

4 家庭科室(1室) 基準面積(70.56 m²)

- (1) 「教室面積等」,「床から天井までの高さ」,「プロジェクター等」「カーテン等」 「1 教室」に同じ。
- (2) 床材

床材の下地は耐水性があり、水の飛散による影響を受けにくいフローリング材とすること。

(3) 白板及び掲示板等

ア 教室の前面に,上下スライド式白板(幅 3.6m,高さ 1.2m,上下 30 c m可動,暗線入り)を設置すること。

- イ 白板以外の壁面については,床上約1mの位置から天井下端まで掲示板を白板の両側に設置すること。
- ウ 教室の後面には,掲示板は不要とする。
- (4) 収納棚等

ア 窓下には,ミシン等収納のため,木製固定戸棚(幅 1.8m, 奥行 60 c m)を 2 箇所設置すること。

- イ 食器棚(幅 1.8m, 奥行 60 cm, 高さ 1.8m)を 2 箇所設置すること。
- (5) 室内流し(シンク)

流し(幅 2.1m程度,湯沸かし器等)を設置すること。

(6) 洗濯パン(1 箇所)

現在の洗濯機の規格に対応した洗濯パン(排水)を設置すること。

5 家庭科準備室(1室) 基準面積(17.64 m²)

(1) カーテン等

「1 教室」に同じ

(2) 洗面器

手洗い用洗面器,洗面器取り付け台を設置すること。

(3) 白板及び掲示板

壁面片側に白板(幅 1.8m , 高さ 1.2m)及び掲示板(幅 1.8m , 高さ 1.2m)を各 1 箇所設置すること。

(4) 収納棚等

壁面を利用し,木製固定棚(幅 1.8m, 奥行 60 cm, 高さ 1.8m)を設置すること。

- 6 図書室(1室) (73.08 m²程度)
- 7 コンピュ 夕室(1室) (50.4 ㎡程度)
- 8 コンピュ タ準備室(1室) (8.82 m²程度)
 - ・倉庫(1室) (8.82 m²程度)

基準面積(計 141.12 m²)

(1) コンピュータ室の機能

- ア 「教室面積等」、「床から天井の高さ」、「プロジェクター等」
 - 「1 教室」に同じ
- イ ブラインド(又は遮光カーテン)等

窓側(廊下側も含む。)には,ブラインド(又は遮光カーテン)を設置すること。

ウ 白板及び掲示板等

教室の前面に,上下スライド式白板(幅 3.6m,高さ 1.2m,上下 30 c m可動,暗線入り)を設置し,それ以外の壁面については,床上約 1mの位置から高さ 1.5mの掲示板を両側に設置すること。また教室の後面に,掲示板(幅 7.8m,高さ 1.7m)を設置すること。

工床

OA 床とし、タイルカーペットの仕上げとする。

- オ コンピュータ室の机等の配置
 - ・教師用机,いす2(ディスク,ノート各1台,カラープリンター1台),
 - ・生徒用机 12(幅 1.6m, 奥行き 0.7m, 2人用)及びいす 24脚
- (2) 図書室の機能
 - ア 室の要件

サービスカウンター,開架スペース(片面及び両面書架の設置),AV架,閲覧席(パソコン操作,自習が可能)のスペースを設置すること。蔵書数について,約3000冊及びCD,DVD等とする。

イ 「床から天井までの高さ」、「プロジェクター等」「カーテン等」

「1 教室」に同じ

ウ 床材

タイルカーペット又は木質系フローリングとし,情報系コンセントを床面に設置のこと。

エ 手洗い

図書,床等に水の飛散等がないように,また飛散した場合にも対応できることに配慮し,設置すること。

- オ CD, DVD 等の視聴ブース(3箇所程度)の AV 設備機器を設置すること。
- (3) 図書室とコンピュータ室との間取り
 - ア コンピュータ室及び図書室の廊下側からの出入り口は、それぞれ設けること。
 - イ コンピュータ室と図書室は,隣接して設置し,それぞれの室内から直接出入りできるよう 2 箇所以上の戸を設けること。
 - ウ コンピュータ室と図書室とは,それぞれ独立しながらも相互に利用可能なものとすること。
- (4) 準備室

コンピュータ室に隣接して設置のこと。

ア ブラインド等

「7 コンピュータ室」に同じ

イ 収納棚等

窓下などを利用して木製の固定戸棚(幅4.2m程度, 奥行40cm)1箇所を設置すること。

ウ 白板及び掲示板

壁面片側に白板(幅 2m , 高さ 1.2m)及び掲示板(幅 2m , 高さ 1.2m)を各 1 箇所設置すること。

エ床

OA 床とし,タイルカーペットの仕上げとする。

(5) 倉庫

図書室,コンピュータ室用の倉庫とする。

- ア 壁面に収納棚(高さ 1.8m,幅 2.1m, 奥行き 0.4m)
- イ 図書室,コンピュータ室から独立した倉庫でも差し支えない。
- 9 生徒会室(1室) 基準面積(35.28 m²)
 - (1) カーテン等
 - 「1 教室」に同じ
 - (2) 白板及び掲示板等

白板(幅 1.8m, 高さ 1.2m)及び掲示板(幅 1.8m, 高さ 1.2m)を設置すること。

(3) 収納棚等

腰下(幅 1.8m, 高さ約 0.8m, 2段)の高さの固定戸棚 2箇所を設置すること。

- (4) 演奏会の準備等が可能なように,壁1面に作業台(幅1.8m, 奥行き60cm程度)を設置
- 10 教育相談室(1室) (12.60 m²程度)
- 11 カウンセリング室(1室) (37.80 m²程度)
- 12 保健室(1室) (55.44 m²程度)

基準面積計(105.84 m²)

(1) 配置等

保健室とカウンセリング室とは、隣接して設置し、室と室とを出入口戸で接続していること。 カウンセリング室内に、防音性の高い(隣接からの話し声が聞こえない。) 窓側からの日照が確保 できる相談室を設置すること。

(2) カウンセリング室

ア 「カーテン等」

カーテン及びレースのカーテン,カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

イ ミニキッチン等

ミニキッチン(幅 1.2m程度)を設置すること。

ウ 収納棚等

腰高下(高さ約0.8m)の高さで,固定戸棚(幅4.0m程度)を設置すること。

工 洗面台等

洗面台,鏡を設置すること。

(3) 教育相談室

生徒,保護者及び生徒との相談室として使用する。

ア「カーテン等」

カーテン及びレースのカーテン,カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

イ 洗面台等

洗面台,鏡を設置すること。

(4) 保健室

ア カーテン等

カーテン及びレースのカーテンとし,カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

イ ユニット流し台等

ユニット流し台(混合水栓)を設置し,コンロ(IH可)及び適宜コンセントを設置すること。

ウ ベッド用カーテン

ベッドを 1 台設置するため,ベッド間及びベッド部分全体を覆うカーテン(つりカーテンレール)を設置すること。

エ 洗濯パン(1箇所)

現在の洗濯機の規格に対応した洗濯パンを設置すること。

オ シンク

足洗用(混合水栓)にシンクを設置すること。

なお,洗濯パン,シンクを設置している箇所は,他の家具等と直接接しないよう側面に隔壁を設けること。

力 床材

衛生的で,清掃が容易な床の仕上げとする。

中 白板等

壁面には,行事用白板(幅 1.8m,高さ 1.2m)及びは白板(幅 1.8m,高さ 1.2m,)を設置すること。

13 進路指導及び資料室(1室) 基準面積(35.28 ㎡)

(1) カーテン等

「1 教室」に同じ

(2) 白板等

壁面に,白板(幅1.8m,高さ1.2m),掲示板(幅2.1m,高さ1.2m),雑誌架(幅90cm高さ1.6m程度)及び書架(幅90cm,高さ1.6m程度)を設置すること。

14 和室(茶室) (1室) 基準面積(90 m²程度)

(1) 和室の要件

茶道等の作法や伝統文化の体験が可能なように,和室(本間の規格)を設置するものとし,おおむね「玄関(引き戸),下足箱,板間,寄付(4帖程度),和室(10又は8帖),和室(8帖),床,水屋,水皿,戸棚,物入れ,勝手口(下足箱)等」で構成する。

(2) 建具等

襖,障子,欄間等を設置するものとし,襖,障子を外して広く使えるよう,茶道具用以外,襖,障子,座布団(60枚)等を収納する物入れを設置すること。

(3) 電気炉

釜用の電気炉を設置することとし、夏季及び冬季で畳を入れ替えるものとします。

(4) 流し

ミニキッチン(湯沸器)を設置し ,コンロ(IH可)及び電気ポット用のコンセントを設置すること。

(5) 壁の仕上げ

壁の仕上げは、じゅらく系の塗り壁とすること。

(6) 空調設備の配置

空調設備の室内機等が,和室内から直接に見えないように配慮して設置すること。

15 多目的教室 A (1 室) 基準面積(176.40 ㎡)

(1) 室の要件

室内については、適切な残響、吸音及び防音性能を確保すること。

ア 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音,外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは,30dB以下(NC25以下,非常に靜か)を目標値とする。

イ 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については,D60(ほとんど聞こえない)を目標値とする。

(2) 床材

そりや浮きがなく,階下に居室がある場合には,衝撃音による影響がないよう遮音性を確保した床材とすること。ただし,グランドピアノ(1台)を設置することがあるので,設置箇所の荷重強度や防振機能に配慮すること。

(3) 白板及び掲示板

教室の前面に,白板(幅 3.6m,高さ 1.2m,五線入り)を設置し,それ以外の壁面については,床上約 1mの位置から高さ 1.5mの掲示板を両側に設置すること。

(4) カーテン等

窓側には,ブラインド又はカーテン(カーテンボックス)を設置すること。

(5) 鏡面の設置

室の利用については,長辺方向を利用して,合唱等の練習に使用するため,反対壁面に前面引戸付きの鏡面(全身)を設置すること。

16 多目的教室 B (1 室) 基準面積(141.12 m²)

(1) 室の要件

多目的室Bは,地域や選挙投票所等としての利用も踏まえ,原則として 1 階とし,自治連合会会議室に隣接した位置(他の多目的教室とは配置位置が異なってもよい。) とする。

(2) 室内音響

室内については,適切な残響,吸音及び防音性能を確保すること。

ア 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音,外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは,30dB以下(NC25以下,非常に靜か)を目標値とする。

イ 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については,D60(ほとんど聞こえない)を目標値とする。

(3) 床材

そりや浮きがなく,階下に居室がある場合には,衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し 木質系のフローリング材とすること。

(4) 白板及び掲示板

教室の前面に,白板(幅3.6m,高さ1.2m)を設置し,それ以外の壁面については,床上約1mの位置から高さ1.5mの掲示板を両側に設置すること。

(5) カーテン等

窓側には,ブラインド又はカーテン(カーテンボックス)を設置すること。

(6) ユニット流し

ユニット流し(湯沸器)を設置し、コンロ(IH可)及び電気ポット用のコンセントを設置すること。

17 多目的教室 C (2 室) 基準面積(105.84 m²)

- ・多目的教室 C 1 (105.84 m²)
- ・多目的教室 C 2 (105.84 m²)

(1) 室の要件

ア 多目的教室 C-1

居室の長辺方向を利用して,合唱,ダンス練習に使用するため,反対壁面に引き戸扉付き鏡面 (全身)を設置すること。

イ 多目的教室 C-2は,鏡面は不要

(2) 室内音響

室内については、適切な残響、吸音及び防音性能を確保すること。

ア 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音,外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは,30dB以下(NC25以下,非常に靜か)を目標値とする。

イ 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については,D60(ほとんど聞こえない)を目標値とする。

ウ 床材

そりや浮きがなく,階下に居室がある場合には,衝撃音による影響がないよう遮音性を確保 し,木質系のフローリング材とすること。

(3) カーテン等

窓側には,ブラインド又はカーテン(カーテンボックス)を設置すること。

(4) 白板及び掲示板

前面に,白板(幅3.6m,高さ1.2m)を設置,それ以外の壁面については,床上約1mの位置から高さ1.5mの掲示板を両側に設置すること。

18 多目的教室 D (3 室) 基準面積 (35.28 m²)

(1) 室内音響

室内については、適切な残響、吸音及び防音性能を確保すること。

ア 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音,外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは,30dB以下(NC25以下,非常に靜か)を目標値とする。

イ 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については,D60(ほとんど聞こえない)を目標値とする。

(2) 床材

そりや浮きがなく,階下に居室がある場合には,衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し 木質系のフローリング材とすること。

(3) カーテン等

窓側には,ブラインド又はカーテン(カーテンボックス)を設置すること。

(4) 収納棚等

腰下(幅 1.8m, 高さ約 0.8m, 2段)の高さの固定戸棚 2箇所を設置すること。

19 校長室(1室) 基準面積(70.56 m²)

(1) 室の要件

応接セット(別途)を配置するので,壁,床の仕上げ等に配慮した応接機能とゆとりあるつくりとすること。

(2) カーテン等

カーテン及びレースのカーテンとし,カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

(3) ユニット流し台等

ユニット流し台(混合水栓)を設置し,コンロ(IH可)及びコンセントを設置すること。

(4) 収納棚等

ア 窓下の壁面に木製固定棚(高さ 0.8m程度)を設置すること。

- イ ユニット流し台の他,別途,冷蔵庫(幅0.9m程度),金庫(幅1.1m,奥行き0.7m,高さ 1.8m)を設置するため壁面収納を設置すること。
- ウ 飾り棚(ITV モニター等の設置)等を設置すること。
- (5) 白板等
 - ア 壁面には,白板(行事用:幅1.8m,白板用:幅1.8m,高さ1.2m,マグネット可)を設置すること。
 - イ 掲示板については,幅.18mを設置すること。
- (6) 額緣掛等

壁面上部には、ピクチャーレール及び額縁掛を設置すること。

20 同窓会・資料室(1室) 基準面積(35.28 ㎡)

(1) 室の要件

応接機能を有すること

(2) カーテン等

カーテン及びレースのカーテンとし,カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

(3) 収納棚等

壁面の1面に木製固定棚(窓下高さ0.8m程度)を設置すること。

(4) クローク

来客用クローク(幅 1.8m)を設置すること。

- 21 「職員室」(1室) 基準面積(202.86 m²)
 - (1) 事務エリア(35.28 ㎡)
 - (2) 普通科職員エリア
 - (3) 音楽科職員エリア ((2) + (3) 105.84 ㎡)
 - (4) 打合せラウンジ(26.46 ㎡)
 - (5) 音楽教材作成室(1室)(35.28 m²)
 - (1) 室の要件
 - ア 教員の授業準備や事務スペース(別途, 机及びいすを設置)とし, (1)から(5)は,原則,1室として計画すること。
 - イ 現在の普通科教職員数 9 名,音楽科職員数 5 名,校長,教頭等の教職員 6 名を加えた 20 名程度の机,いすを配置,また打合せラウンジ,相談コーナー等を設置すること。
 - ウ 部屋全体が明るく,室全体として,まとまりがあり,おちついた雰囲気と機能的な室とする。
 - エ 職員室は,廊下側からも内部が見えるように配慮すること。
 - (2) カーテン等

カーテン及びレースのカーテンとし,カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

(3) 床材

OA フロアーとしタイルカーペット仕上げとする。

(4) ユニット流し台等

打合せラウンジに隣接して,ユニット流し台(混合水栓)を設置し,コンロ(IH 可)及び別途冷蔵庫,電気ポットを設置するので,コンセントを設置すること。

なお、水回りのゆとりを確保したうえで、スクリーン等により仕切ること。

(5) 白板等

室全体用の行事用等白板(幅 3.6m, 高さ 1.2m, マグネット可, 一部余白)を設置すること。

(6) 白板等

壁面には,各エリアに行事用白板(幅 1.8m,高さ 1.2m,一部余白)を設置すること。

(7) 放送設備等

校内放送,警報装置,監視カメラのモニター等の設備を設置すること。

(8) 事務エリア

ア 収納棚等

壁面を利用し,木製固定棚(幅 4.2m, 奥行 40 cm, 高さ 1.8m, 可動棚付 2 箇所)を設置すること。

イ 白板等

壁面に,行事用白板(幅 1.8m,高さ 1.2m),掲示板(幅 1.8m,高さ 1.2m)を設置すること。

ウ カウンターの設置

廊下側の出入り口に近い位置に受付用カウンター(記入台,受付カウンター,幅 4.2m程度)を設置すること。

(9) 普通科,音楽科職員エリア

ア 収納棚等

壁面(2 面)の全幅(出入口部分を除く。) にわたって,木製固定棚 (高さ 0.8m程度) を設置すること。

イ 相談コーナー

職員室内からの視線を遮る隔壁を設け、各科相談コーナーを設置すること。

(10) 音楽教材作成室

ア 白板

壁面1面に白板(幅3.6m,高さ1.2m,五線入り)を設置すること。

イ 掲示板

幅 1.8m程度の掲示板を設置すること。

ウ 収納棚

資料の一時保管用の棚として,幅 1.8m,高さ 0.8mの収納棚を 2 箇所設置すること。

22 教員準備室(音楽科準備室) (1 室) 基準面積(35.28 m²)

(1) 室の要件

授業準備のピアノ及び音響設備等を設置するため,隣接する他の室等への防音に配慮し,多目的教室に準じた音響性能を確保すること。また音楽教材作成室と隣接してもよいものとする。

(2) カーテン等

カーテン及びレースのカーテンとし,カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

(3) 床材

タイルカーペット又は木質系フローリング仕上げとする。ただし ,ピアノ(1 台)を設置するので ,ピアノ重量に対応できること。

(4) 収納棚等

壁面1面の全幅にわたって木製固定棚(高さ1.8m程度,上下段,楽譜,CD,DVD等が収納可)を 設置すること。

(5) 白板等

壁面には ,行事用白板(幅 1.8m ,高さ 1.2m)及び白板(幅 1.8m ,高さ 1.2m可)を設置すること。

23 印刷室 (1室) 基準面積(35.28 m²)

(1) 室の要件

別途,印刷機2台,電子コピー機,感熱拡大機,裁断機の印刷機及び関連機器を設置し,また用紙類,インク類等を保管する他,簡易な製本作業を行うスペースを確保すること。職員室に隣接して設置すること。

(2) カーテン等

カーテン,カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

(3) 床材

印刷塗料,トナー等による汚れがつきにくく,清掃の容易な床材とすること。

(4) 収納棚等

印刷物の区分,保管,パソコンデータの印刷等のため,壁面に作業机(幅 1.8m, 奥行 90 c m程度)を設置,適宜,コンセント等を設置すること。壁面(作業机を設置する場合は,その箇所を除く。)に,木製固定棚(高さ 1.8m,幅 3.2m程度,上下 2段,楽譜サイズが収納可)を設置すること。

(5) 白板等

壁面には,白板(幅 1.8m,高さ 1.2m,マグネット可)を設置すること。

(6) 手洗等

洗面器及び洗面器取付台(1箇所)を設置する

24 非常勤講師控室(1室) 基準面積(35.28 m²)

(1) 室の要件

生徒のレッスンのため指導する非常勤講師(54人)の授業待機及び物品等を保管する場とする。

(2) 収納ロッカー

非常勤講師用の物品等の収納のため,木製固定棚(幅 30 c m, 奥行 60 c m, 高さ 100 c m, 可動棚付,扉・鍵付き)54 個分(上下段可)を設置すること。

(3) メールボックス

非常勤講師用の連絡事項用に楽譜寸法のメール棚(引出式)を設置すること。

25 職員会議室(1室) 基準面積(70.56 m²)

(1) 室の要件

教職員等約 20 名が口の字型での会議,少人数の保護者との会合,施設の見学者等の説明会場等として利用する。

(2) 「教室面積等」、「床から天井までの高さ」、「プロジェクター等」

「1 教室」に同じ

(3) カーテン等

カーテン及びレースカーテンとし,カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

(4) 白板及び掲示板等

室の前面に,白板(幅3.6m,高さ1.2m)を設置し,それ以外の壁面部分については,床上約1mの位置から天井下端まで掲示板を設置すること。

(5) 床材

オーエーフロアーとしタイルカーペット仕上げとする。

(6) 流し台等

ミニキッチン,湯沸かし器を設置し,コンロ(IH可)及びコンセントを適宜,設置すること。 なお,水回りのゆとりを確保したうえで,隔壁等により直接見えないようにすること。

26 放送室(1室) 基準面積(17.64 ㎡)

(1) 室の要件

暗騒音,防音性能に配慮し,スタジオと放送室を設置すること。

(2) カーテン等

カーテン及びカーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

(3) 放送機器等

スタジオ及び放送室, AV 調整卓, モニター, アンプ, レコーダー, デッキ等を設置し, 校内放送が可能とすること。

27 更衣室(2室) 基準面積(17.64 m²/1室)

(1) 室の要件

ア 男女別(各1室)に設置すること。

- イ 出入戸扉の内部にカーテン等を取付け,室外からの直接の視線を遮ること。
- ウ 窓側には,カーテンを設置すること。
- エ 1人用のシャワー(ユニット)設備をそれぞれ設置すること。

28 休養室(2室) 基準面積(10 m²程度/1室)

- (1) 室の要件
 - ア 男女別(各1室)に設置すること。
 - イ 出入戸扉の内部にカーテン等を取付けるなど,室外からの直接の視線を遮ること。
 - ウ 窓側には,カーテンを設置すること。

29 給湯室(1室) 基準面積(12 m²程度)

(1) 室の要件

生徒用の湯茶の準備,提供のための設備及び薬缶等の保管する場とし,施錠可能な室とし,火傷等に対しての安全性を確保すること。

- (2) 給湯,給茶設備等
 - ア 給湯器(設定温度99 ,電気又はガス)及び湯沸器を設置すること。
 - イ 薬缶洗いができる流しを設置すること。
 - ウ 薬缶の保管のため,棚(薬缶3個程度)を設置すること。
 - エ 別途,冷蔵庫,電気給湯ポット,ウォータークーラー(給排水設備要)が配置できるよう,コンセント及び作業台(薬缶棚兼用も可)のスペースを確保すること。

30 倉庫(適宜) 基準面積(1/4 教室程度以上)

(1) 室の要件

各階に1以上の倉庫を設置すること。

(2) 1壁面に収納棚(幅 40 c m , 高さ 1.8m)を設置すること。

31 レッスン室

- (1) レッスン室 A (4室) 基準面積(70 ㎡程度 / 1室)
- (2) レッスン室 B (20 室) 基準面積(35 ㎡程度 / 1 室)
- (3) 打楽器レッスン室(1室) 基準面積(70 ㎡)
- (1) 室の要件

レッスン室A, B及び打楽器レッスン室については,次のとおりとする。

ア 残響及び防音性の確保

室内については,楽器等のレッスンに使用するため,適切な残響,吸音及び防音性能を確保すること。

イ 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音,外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは,30dB以下(NC25以下,非常に靜か)を目標値とする。

ウ 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については,D60(ほとんど聞こえない)以上を目標値とする。

エ 室使用状況の視認

レッスン室については,室内に人がいるのかどうかが,外部の廊下等からにわかるように扉若しくは壁面にスリット状の窓ガラス(防音性能に配慮)等を設置すること。

オ 出入口扉

室の扉については、マリンバやチェンバロまたグランドピアノの出し入れが容易であること。

カ 天井の高さ

床から天井までの高さについては,レッスンの際に支障のない高さを確保すること。 会者と

身長 175 c mの生徒がヴィオリンのレッスンの際に , 弓を構えると 280 c mを越えるため , 支障のない高さを確保すること。

(2) 各室の要件

ア レッスン室A

個人レッスン及びアンサンブルのレッスンが可能なスペースとする。

イ レッスン室 B

グランドピアノ2台を配置し,講師,生徒2,3人のレッスンが可能なスペースとする。

- ウ 打楽器レッスン室
 - (ア) 打楽器のレッスン及び生徒の自習が可能なスペースとする。
 - (イ) 低音域に対する防振,防音への対策に配慮すること。

32 ソルフェージュ室

- (1) ソルフェージュ室 A (1室) 基準面積(140 m²程度)
- (2) ソルフェージュ室 B (3 室) 基準面積(105 m²程度)
- (1) 室の要件

楽譜を中心とした音楽理論を,実際の音に結びつける訓練を行うソルフェージュの場として,習熟度別ソルフェージュ及び音楽史などの理論系の授業を行うため,次のとおりとする。

- ア 室内については,適切な残響,吸音及び防音性能を確保すること。
- イ 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音,外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは,30dB 以下(NC25 以下,非常に靜か)とする。

ウ 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については, D60(ほとんど聞こえない)以上とする。

工 床材

そりや浮きがなく,階下に居室がある場合には,衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し,木質系のフローリング材とすること。ただし,グランドピアノ(2台)を設置するので,荷重強度や防振機能に配慮すること。

オ 白板及び掲示板

教室の前面に,上下スライド式白板(幅 3.6m,高さ 1.2m,上下 30 c m可動,五線入り)を 設置し,それ以外の壁面については,床上約 1mの位置から天井下端まで掲示板を設置すること。

カ プロジェクター等

天吊式でプロジェクター,スクリーン(自動巻上げ式,80 吋)及びスクリーンボックスを設置し,AV機器設備を設置すること。

キ カーテン等

窓側には,ブラインド又はカーテン(収納ボックス)を設置すること。

ク スピーカー等音響設備

教室前面(白板側)に,音響性能が高く,クラシックに適したスピーカー及びAV接続端子等を設置すること。

- (2) 各室の要件
 - ア ソルフェ・ジュ室 A
 - (ア) 机(幅 1.8m, 奥行 0.45m)1 台に 3 脚のいすを配置し,合計 72 人までが受講可能とする。
 - (イ) 室の全面にグランドピアノ2台を配置するスペースを確保できること。また床荷重及び防振機能を確保すること。
 - イ ソルフェ ジュ室B
 - (ア) 机(幅 1.8m, 奥行 0.45m)1 台に 3 脚の椅子を配置し,合計 45 人までが受講可能とする。
 - (イ) 室の全面にグランドピアノ2台を配置するスペースを確保できること。また床荷重及び防振機能を確保すること。
- 33 屋内体操場(体育館)
 - (1) 舞台(1室) 基準面積(143 m²)
 - (2) アリ ナ(1 室) 基準面積(22m×28m,616 m²)
 - (3) 移動観覧席収納室(1室) 基準面積(事業者の提案する移動観覧席(300以上)収納な面積)
 - (4) 倉庫(1室) 基準面積(30 m²程度)
 - (5) 管理室(1室) 基準面積(10 m²程度)
 - (6) 更衣室(男女別各1室) 基準面積(12 m²程度)
 - (7) 便所(男女別各 1 室) 基準面積(12 m²程度)
 - (8) 多目的便所(1室) 基準面積(6 m²程度)

(1) 室の要件

体育館のアリーナ及び舞台は,体育の授業,地域のバレーボール等のスポーツ利用,講演会,少年合唱団及び子どもの音楽教室等の練習場,演奏会及び演劇等の多目的な機能に対応可能とすること。

ア 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音,外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは,35dB以下(NC30以下,特に気にならない)を目標値とすること。

イ 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については , D55(かすかに聞こえる。) 以上を目標値とすること。

ウ 界床遮音性能

重量衝撃音に対しての対策を十分講じるものとする。特に低周波数に配慮するものとし,遮音等級については,L50以下を目標値とすること。

工 音響効果

体育館は,残響過多となり,音場の明瞭度が悪くなるため,残響可変への配慮を行い,残響時間2秒以下程度を目標値とし,また音圧分布は,5db程度以下を目標値として,ばらつきが少ないよう配慮すること。

オ プロジェクター等

スクリーン(電動巻上げ式,200 吋)及びスクリーンボックスを設置し,AV 機器設備を設置すること。

カ スピーカー等音響設備

可変性に配慮し,音響性能が高く,明瞭度の高いスピーカー,放送設備を設置すること。

キ 空調設備等(湿度制御)

多目的利用のため,アリーナ及び舞台の室温設定(湿度制御)を一定にするため,空調設備を 設置するものとし,設備容量確保の算定に当たっての室温設定目標値は,次のとおりとする。

ク 目標値

- (ア) 冬期:18 から20 までの範囲
- (イ) 夏期:25 から28 までの範囲

ケ 日射遮蔽等

室内環境の快適性に対する配慮として,不均一放射や上下温度差等,外部の影響を受けないように配慮すること。

コ 照明設備等

適切な照度を確保し,照明制御システム(照明操作卓),またオートリフター等により管球類の交換が容易なものとする。また,コンセントについては,フロアー及び壁にコンセントを適宜設置すること。

(2) ラウンジスペース等

アリーナ前には,できる限り交流,情報提供等の掲示板設置等のスペースを設けるものとする。 また手洗設備(水飲機器)及び体育館用の下足箱(40足程度)を設置するものとする。

(3) 各室の要件

ア アリーナの要件

- (ア) 短辺は ,練習用バレーボールコート 1 面(6 人制の規格コート寸法 18m及び両外側 2m以上) が確保できる長さ(22m)とする。
- (イ) 長辺は 練習用バレーボールコート幅(6人制の規格コート寸法9mとコート間のスペース)2 面分(正規のコート1面は確保)が確保できる長さ(28m以上)とします。
- (ウ) バレーボールコート上で,天井高さは,7m以上確保するものとします。
- (エ) コート表示等

床には、球技に必要なコート表示を行うこと。またバレーボール用支柱基礎を設置すること。

(オ) 防球ネット等

舞台前,アリーナ中央,両壁面側には,防球ネットを設置すること。また4壁面(舞台を除く。)には,紅白幕等の吊下げ用フックを設置すること。

(カ) カーテン等

アリーナ壁面に窓等を設ける場合は,電動式の暗幕(又は遮光カーテン)及びカーテンレールを設置すること。

イ 移動観覧席(収納室)

(ア) 電動式移動観覧席

体育館後方に収納可能な移動観覧席(ロールバックチェアースタンド)300 席以上を設置(スタッキングチェアーと併用して800 席程度を想定以上)すること。

なお,アリーナの長辺の壁面と移動観覧席の間に適切な幅員を確保して,体育館の扉,通行を可能にすること。

(イ) 移動観覧席数

300 席以上,1人間口50 cm以上とし,収納等の出し入れが安全で容易なものとする。また,ガタツキ等がないこと。

(ウ) 設備

手摺,サイドカバー,固定式ステップ等の取り付けや移動観覧席の走行時の安全を確保するものとします。

(エ) 壁面収納等

移動観覧席の壁面収納及び保守等に必要な幅 (3m程度)を確保するものとし,関係者以外の出入りができないよう扉を設けるものとします。

ウ舞台

(ア) 舞台の奥行

アリーナの前面に舞台を設置するものとし、プロセニアム形式で、間口 14m程度(可動プロセニアムの設置も可)とし、奥行きは 6.5m以上を確保するものとします。

(イ) 舞台そで等

舞台そで(上,下)を両側に確保するものとし,舞台上を通過せずに相互に移動できるよう,通路等を確保すること。

(ウ) 音響等への配慮

体育館の多機能な目的に対応できるように反射板等の配慮をすること。

(工) 収納棚

舞台下等に椅子(500 席程度)が,収納できるようにすること。

(オ) 体育館備品等

- ・アリーナから舞台に掛けるステップ(2基)
- ・ひな壇2段3基(2セット)及び収納台車
- ・ステージ下いす収納台車

(力) 舞台設備等

舞台の吊下げ用バトン,幕及び操作盤等を設置すること。また別途,活用する緞帳についての配管及びバトン等についても設置すること。

なお,舞台機構として吊物バトンについては,2 本程度,照明用バトンについては,2 本, 巻取りスクリーン1枚及びサイド幕,後幕,ホリゾント幕等の諸幕を設置すること。

(キ) マイク設備等

舞台上での講演等の実施が可能なように舞台そでの一部に放送室(又はスペース)を設置し、フロアーコンセント、音響設備等を設置すること。またスピーカーの明瞭度に配慮すること。

(1) 舞台照明設備

シーリングライト,ボーダーライト,サスペンションライト等の舞台照明設備を設置すること。

工 倉庫

(ア) アリーナからの物品の移動が可能なようにするものとします。

(イ) 壁面に球技の支柱 ,用品及び物品を収納するため ,壁面に収納固定棚(高さ 1.8m ,2 段程度) を設置するものとする。

オ 管理室

- (ア) アリーナに隣接して設けるものとする。
- (イ) 掲示板等

- 壁面に行事用白板(幅 1.8m,高さ 1.2m)及び掲示板(幅 1.8m,高さ 1.2m)を設置すること。

(ウ) 流し台等

ミニキッチン(混合水栓)を設置し,コンロ(IH可)及びコンセントを適宜,設置すること。

力 更衣室

男女別各1室をアリーナに隣接して設けるものとする。

キ 更衣ロッカー等

壁面を利用して,40人分の更衣ロッカー(若しくは棚)を設置すること。

ク 便所

男女別各1室を体育館利用者数に十分対応できる快適な便所を設置すること。

ケ 多目的便所

子どもから高齢者までが利用しやすい,車椅子対応の便所とすること。

34 玄関及び昇降口

- (1) 音楽高校昇降口
- (2) 少年合唱団,子どもの音楽教室併用昇降口
- (1) 音楽高校昇降口の要件

生徒 教職員をはじめとする学校関係者の入口としての玄関と二足制に伴う下足の場として昇降口を整備するものとし,人々を迎えいれる場として明るい雰囲気となるようにすること。また,特に登校時での混雑を避けるためにもゆとりのあるスペースとすること。

(2) 音楽高校の昇降口の要件

ア 下足箱及び傘立ての区分,数量について

(ア) 教職員用: 80 人分

(イ) 生徒用 : 120 人分

(ウ) 来客者用: 50 人分

計 250 人分

イ 掲示板の設置

壁面を利用して,生徒等への連絡事項やポスター等を貼付する掲示板(幅 4.8m程度,高さ 1.2m)を,適宜,設置すること。

ウ 壁面等

壁面に絵画等の額縁の固定設置等が対応可能なものとすること。

工 床等

玄関内の床材は,雨天時の傘の水滴などの影響を受けない滑りにくい材質とし,また清掃等が容易な材質とすること。

才 空調設備等

昇降口内の空調設備の設置を検討すること。

(3) 少年合唱団,子どもの音楽教室の昇降口

指導者及び来客者の昇降口(子どもたちの玄関)を ,音楽高校の昇降口と区画して設置するものとし , 昇降口での下足のため , 100 人分の下足箱を設置すること。